

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和元年11月11日

横浜市契約事務受任者
環境創造長 小林 正幸

1 契約の概要

南部汚泥資源化センター受泥し渣処分業務委託（緊急）
受泥し渣処分業務一式（概算40トン）

2 履行（納品）場所

受託者の処分場所所在地

3 契約日

令和元年9月5日

4 履行日又は履行期間

令和元年9月5日から令和元年10月31日まで

5 契約金額

¥1,980,000.-
（うち消費税及び地方消費税相当額¥180,000.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社シンシア 代表取締役 中西 雄三
東京都品川区南大井6-26-3

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

南部汚泥資源化センターでは、横浜市内の南方面水再生センターで発生する汚泥を受け入れ集約処理を行っています。この汚泥に含まれるごみである受泥し渣は、取り除かれ焼却処分をしています。

しかし、今年度、南部汚泥資源化センター受泥し渣処分業務委託を受託した処分業者の申出により契約解除となりました。日々発生する受泥し渣を当センター内で保管できる設備はないため、この状態が継続すると受泥不能となり南部方面の水再生センターの水処理にも甚大な影響を及ぼしてしまいます。これらの理由から緊急措置委託の随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

当センターのから最も近い処理施設であり、早急に受泥し渣を処分することが可能なため、「株式会社シンシア」を選定しました。

9 所管課

環境創造局 下水道施設部 南部下水道センター